

令和4年度

草加市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

草加市監査委員



草 監 第 2 3 9 号
令和 5 年 8 月 2 3 日

草加市長 瀬 戸 百合子 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 佐 藤 憲 和

令和 4 年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付されました令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目次

令和4年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

I 審査の種類	1
II 審査の対象	1
III 審査の期間	2
IV 審査の着眼点	2
V 審査の実施内容	2
VI 審査の結果	2
VII 審査の概要	3
1 健全化判断比率	3
(1) 標準財政規模の額	3
(2) 実質赤字比率	4
(3) 連結実質赤字比率	5
(4) 実質公債費比率	6
(5) 将来負担比率	10
2 資金不足比率	15
(1) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	16
(2) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	17
(3) 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計 （地方公営企業法適用事業）	18
3 むすび	21

参考資料

資料 1	近隣市等における健全化判断比率の比較	22
資料 2	近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較	23
資料 3	埼玉県内の市における健全化判断比率の状況	24
資料 4	類似団体における健全化判断比率の状況	25
資料 5	近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び 将来負担比率の関係	26
資料 6	用語説明	27

(注)

- 文中で用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 表中の百分率の比較単位はポイントであり、表示については文中を含め単純差引きしています。
- 各表中の符号等の用法は、次のとおりです。
「－」 当該数値がないもの
「△」 マイナス

令和4年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

I 審査の種類

- 1 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
- 2 資金不足比率審査（同法第22条第1項）

II 審査の対象

審査の対象は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおりです。

表 1 《 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等 》

区分		該当会計名等	各比率の対象となる会計等					
一般会計等	一般会計	一般会計 (新田西部土地地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地地区画整理事業特別会計を含む)	実質赤字比率					
	特別会計	駐車場事業特別会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
公営事業会計	法非適用	新田西部土地地区画整理事業特別会計						
		新田駅西口土地地区画整理事業特別会計						
	法適用	水道事業会計（全部適用）						
		病院事業会計（全部適用）						
		公共下水道事業会計（一部適用）						
		一部事務組合・広域連合						
	地方公社・第三セクター等							資金不足比率

(注) 交通災害共済事業特別会計は令和2年度をもって廃止となりました。

表 2 《 一部事務組合・地方公社等 》

一部事務組合・広域連合	地方公社・第三セクター等
東埼玉資源環境組合	草加市土地開発公社
埼玉県都市競艇組合	アコス株式会社
埼玉県市町村総合事務組合	\
彩の国さいたま人づくり広域連合	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	
草加八潮消防組合	

Ⅲ 審査の期間

- 1 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率
令和5年6月30日から令和5年8月17日まで
- 2 上記を除く比率
令和5年7月31日から令和5年8月17日まで

Ⅳ 審査の着眼点

- 1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- 3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- 4 客観的事実の妥当性を判断して算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

Ⅴ 審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているか、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取する等の方法により、審査を実施しました。

Ⅵ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類は、重要な点において、いずれも法令に適合し、かつ、正確であると認められました。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率・決算年度	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—		11.30	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—		16.30	30.00
実質公債費比率	3.9	3.9	4.3	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	12.6	9.7	26.9	17.2	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計・決算年度	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①	経営健全 化基準
新田西部土地区画整理事業 特別会計	—	—	—		20.0
新田駅西口土地区画整理事業 特別会計	—	—	—		
水道事業会計	—	—	—		
病院事業会計	—	—	—		
公共下水道事業会計	—	—	—		

(注) 資金不足比率については、資金の不足額がないため「—」と表示しています。

Ⅶ 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体（以下「自治体」という。）の財政悪化や破綻を未然に防ぐ目的から、自治体は算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率及び資金不足比率の数値と早期健全化基準等との対比結果を公表し、その結果に応じて行財政上の措置を行うことを規定しています。

以下、1 健全化判断比率 及び 2 資金不足比率の審査概要を記載します。

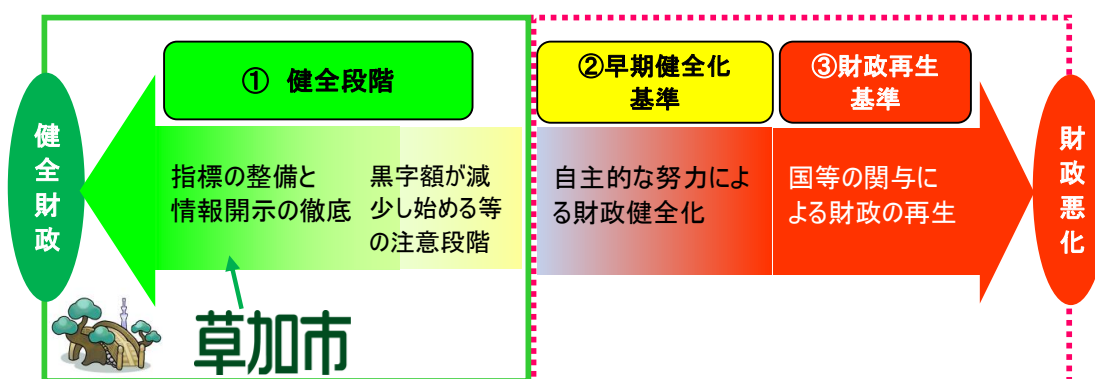
1 健全化判断比率

4つの健全化判断比率は、表3のとおり、財政の健全性や悪化の度合いにより①健全段階、②財政状況が悪化し自主的な改善努力により財政健全化を図る段階（早期健全化基準）、③財政状況の悪化が著しく自主的な改善努力では財政健全化が困難となり国等の関与による確実な財政再生が必要な段階（財政再生基準）で分類され、4つの健全化判断比率のうち1つの指標でも早期健全化基準以上となる場合には、財政状況を早期に改善するための財政健全化計画を策定する必要があります。

また、財政悪化がより深刻な状況となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。

本市における令和4年度決算に基づく健全化判断比率については、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する比率はありませんでした。

表 3 《 草加市における健全化判断比率の健全性のイメージ 》



(1) 標準財政規模の額

健全化判断比率4指標の算定において、算定式の分母に係る標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合算額で表されます。

令和4年度は、標準税収入額等 418億6,955万円、普通交付税額 37億180万円、臨時財政対策債発行可能額 13億5,837万円の合計 469億2,973万円が標準財政規模となり、前年度と比べ 7億9,674万円（1.7%）減少しています。

(2) 実質赤字比率(税金等の収入に占める一般会計の赤字額の割合)

福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、一般会計、新田西部土地地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地地区画整理事業特別会計です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示していますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。令和4年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値(△)で表示し、比率を算定しますと、表4「実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

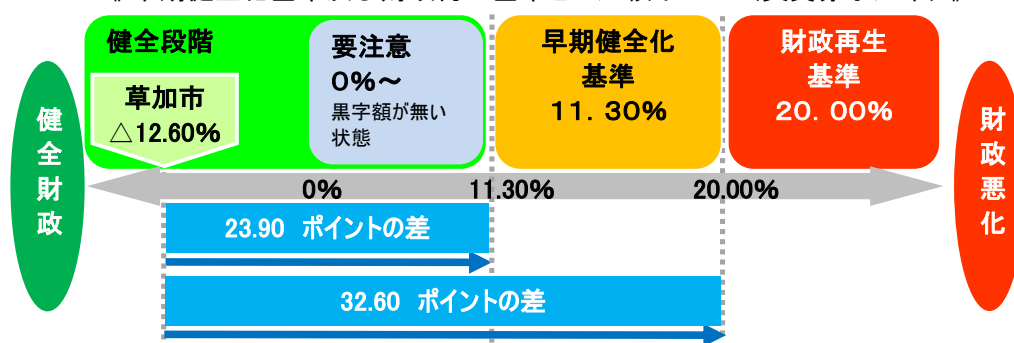
実質赤字比率	=	$\frac{\text{実質赤字}(\Delta\text{黒字})\text{額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$
--------	---	--

表 4 《 実質赤字比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 ②-①
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	
実質赤字(△黒字)額 (ア-イ-ウ) A	△ 3,686,143	△ 5,838,705	△ 5,913,600	△ 74,895
歳入決算額 ア	112,663,154	99,448,636	102,479,568	3,030,932
歳出決算額 イ	106,641,249	90,243,486	94,941,211	4,697,725
繰越財源 ウ	2,335,762	3,366,445	1,624,757	△ 1,741,688
標準財政規模 B	45,381,755	47,726,481	46,929,732	△ 796,749
実質赤字比率 A/B	△ 8.12	△ 12.23	△ 12.60	△ 0.37
公表値	-	-	-	

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率) 》



令和4年度の実質赤字比率は △12.60%で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。また、早期健全化基準 11.30%に比べ 23.90ポイント、財政再生基準 20.00%に比べ 32.60ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は市町村の標準財政規模に応じて 11.25%から 15.00%の間で、毎年度定められます。

実質赤字比率の変動理由を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模が前年度と比べ 1.7%減少し、分子を構成する実質黒字額が前年度と比べ 1.3%増加した結果、標準財政規模に占める実質黒字額の割合が上昇したものです。

(3) 連結実質赤字比率(税金等の収入に占める全会計の赤字額・資金の不足額の割合)

自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字額や黒字額を合算し、自治体としての赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり一般会計及び特別会計（公営企業会計を含む）となり、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等は対象外です。

算定式は次のとおりで、連結実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示しますが、連結実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。令和4年度は連結実質赤字額が生じていませんので、連結実質黒字額を負の値（△）で表示し、比率を算定しますと、表5「連結実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

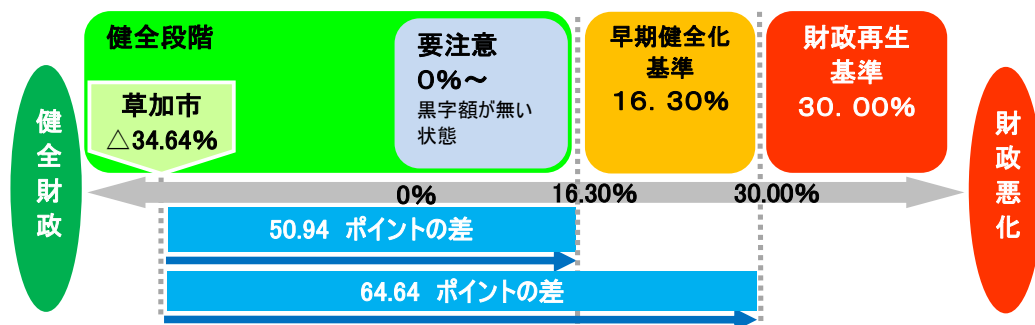
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字}(\Delta\text{黒字})\text{額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

表 5 《 連結実質赤字比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 ②-①
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	
一般会計等 (一般会計)	3,686,143	5,838,705	5,913,600	74,895
特別会計	1,259,448	751,211	431,816	△ 319,395
公営企業会計	6,990,676	8,705,875	9,912,632	1,206,757
合 計	11,936,267	15,295,791	16,258,048	962,257
連結実質 赤字(△黒字)額 A	△ 11,936,267	△ 15,295,791	△ 16,258,048	△ 962,257
標準財政規模 B	45,381,755	47,726,481	46,929,732	△ 796,749
連結実質赤字比率 A/B	△ 26.30	△ 32.04	△ 34.64	△ 2.60
公 表 値	-	-	-	

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率) 》



令和4年度の連結実質赤字比率は $\Delta 34.64\%$ で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。早期健全化基準 16.30% に比べ 50.94 ポイント、財政再生基準 30.00% に比べ 64.64 ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は実質赤字比率と同様に、市町村の標準財政規模に応じて 16.25% から 20.00% の間で、毎年度定められます。

連結実質赤字比率の変動理由を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模が前年度と比べ 1.7% 減少し、分子を構成する連結実質黒字額が前年度と比べ 6.3% 増加した結果、標準財政規模に占める連結実質黒字額の割合が上昇したものです。

各会計の実質黒字額を前年度と比較しますと、一般会計が 1.3% 、公営企業会計が 13.9% それぞれ増加し、特別会計が 42.5% 減少したことにより、全体では 6.3% 増加しています。

また、連結実質黒字額に占める各会計の構成割合は、一般会計等 36.4% 、特別会計 2.6% 、公営企業会計 61.0% となっています。

(4) 実質公債費比率(税金等の収入に占める一般会計の借入金返済額の割合)

自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率で、借入金である地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)及び一部事務組合・広域連合となります。

算定式は次のとおりで、3か年の平均値が公表値となります。詳細は、表6「実質公債費比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式 (公表値は、令和4年度を含めた過去3か年の平均値です。)

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

- A: 元利償還金(公債費から繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等を控除した額)
- B: 準元利償還金
- C: 特定財源(国や都道府県等からの利子補給等)
- D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E: 標準財政規模

表 6 《 実質公債費比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
元利償還金 A	5,778,105	6,194,844	6,587,034	392,190
準元利償還金 B	2,447,189	2,455,742	2,307,447	△ 148,295
公営企業に要する経費の財源とする地方債償還の財源に充てたと認められた繰入金	2,162,413	2,088,137	1,923,929	△ 164,208
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	254,694	307,962	326,635	18,673
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	30,082	59,643	56,883	△ 2,760
特定財源 C	1,151,712	1,168,860	1,150,791	△ 18,069
国や都道府県等からの利子補給	0	0	0	0
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,151,712	1,168,860	1,150,791	△ 18,069
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	5,641,362	5,688,854	5,627,689	△ 61,165
標準財政規模 E	45,381,755	47,726,481	46,929,732	△ 796,749
[分子] (A+B)-(C+D) (I)	1,432,220	1,792,872	2,116,001	323,129
[分母] (E-D) (II)	39,740,393	42,037,627	41,302,043	△ 735,584
実質公債費比率 (単年度) (I)÷(II)	3.60394	4.26492	5.12324	0.85832
実質公債費比率 (公表値)	3.9	3.9	4.3	0.4

(注) 公表値は、当該年度を含む過去3か年の平均値です。

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率) 》

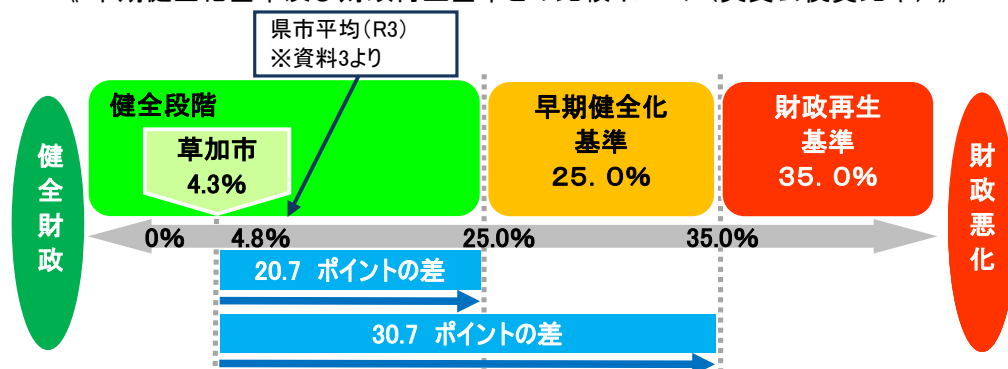


表6「実質公債費比率算定表と年度比較」をみますと、令和4年度の実質公債費比率は、令和2年度から令和4年度までの3か年平均値で4.3%となり、令和3年度の算定値と比べ0.4ポイント上昇（悪化）しています。

早期健全化基準 25.0%と比べ20.7ポイント、財政再生基準 35.0%と比べ30.7ポイント、それぞれ下回っています。なお、早期健全化基準及び財政再生基準は、それぞれ一律に定められています。

また、令和4年度の実質公債費比率の単年度値は、5.12324%で、令和3年度の単年度値と比べ0.85832ポイント上昇（悪化）しています。

単年度比率が上昇した主な要因を算定式から求めますと、分母を構成する項目のうち標準財政規模は、前年度と比べ7億9,674万円（1.7%）減少し、分子を構成する項目のうち準元利償還金並びに控除項目である特定財源及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が前年度に比べ減少しましたが、元利償還金が前年度と比べ3億9,219万円（6.3%）増加したことにより、分子が増加した結果、分母に占める分子の割合が上昇したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる令和3年度の数値同士を比較し、本市の実質公債費比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較（令和3年度）」から、令和3年度における本市の実質公債費比率は3.9%で、埼玉県内全40市（以下「縣市」という。）平均4.8%及び類似団体（以下「類団」という。）平均3.6%と比較しますと、縣市平均より0.9ポイント下回り、類団平均より0.3ポイント上回っています。

また、表7「実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

元利償還金は、本市が14.0%（令和3年度13.0%）で、縣市平均14.1%より0.1ポイント下回っています。

特定財源は、本市が2.5%（令和3年度2.4%）で、縣市平均3.0%より0.5ポイント下回っています。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、本市が12.0%（令和3年度11.9%）で、縣市平均9.7%より2.3ポイント上回っています。

表 7 《 実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容	草加市 (R 4)		草加市 (R 3)		県市平均 (R 3)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
元利償還金 A	6,587,034	14.0	6,194,844	13.0	5,131,741	14.1
準元利償還金 B	2,307,447	4.9	2,455,742	5.1	1,107,127	3.0
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0.0	0	0.0	83,333	0.2
公営企業に要する経費 の財源とする地方債償 還の財源に充てたと認 められた繰入金	1,923,929	4.1	2,088,137	4.4	756,193	2.1
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	326,635	0.7	307,962	0.6	125,671	0.3
公債費に準ずる債務負 担行為に係るもの	56,883	0.1	59,643	0.1	141,899	0.4
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	31	0.0
特定財源 C	1,150,791	2.5	1,168,860	2.4	1,081,731	3.0
国や都道府県等からの 利子補給	0	0.0	0	0.0	33,972	0.1
都市計画事業の財源と して発行された地方債 償還額に充当した都市 計画税	1,150,791	2.5	1,168,860	2.4	1,047,759	2.9
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D	5,627,689	12.0	5,688,854	11.9	3,536,380	9.7
標準財政規模 E	46,929,732	100.0	47,726,481	100.0	36,481,241	100.0
[分子] (I) (A+B)-(C+D)	2,116,001	4.5	1,792,872	3.8	1,620,758	4.4
[分母] (II) (E-D)	41,302,043	88.0	42,037,627	88.1	32,944,861	90.3
実質公債費比率 (単年度) (I)÷(II)	5.12324		4.26492		4.91961	
実質公債費比率 (公表値)	4.3		3.9		4.8	

(注1) 「令和3年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

(5) 将来負担比率(税金等の収入に占める一般会計が将来負担する債務の割合)

自治体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)から、返済原資としてみなすことができる基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(充当可能財源等)を控除した将来負担額(以下「充当後将来負担額」という。)の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(以下「調整後標準財政規模」という。)に対する比率です。

自治体の一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や地方公社の負債等、一般会計が支払う可能性のある負担額を合算し、一般会計における将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来、本市の財政を圧迫する可能性がある債務の現在高や、この現在高が税収入等からなる年間の総収入の何年分に相当するかを確認できます。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等(表2参照)となります。

算定式は次のとおりで、その詳細は、表8「将来負担比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

A: 将来負担額(地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額等)

B: 充当可能財源等(充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

C: 標準財政規模

D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表 8 《 将来負担比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容		令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
将来負担額	地方債の現在高	63,218,216	66,978,301	70,666,566	3,688,265
	債務負担行為に基づく支出 予定額	2,196,768	2,624,593	3,111,719	487,126
	公営企業債等繰入見込額	22,504,153	18,300,332	14,817,243	△ 3,483,089
	組合負担等見込額	1,962,575	2,130,333	2,073,060	△ 57,273
	退職手当負担見込額	4,218,652	3,663,880	3,455,025	△ 208,855
	設立法人の負債額等負担見 込額	224	0	0	0
	土地開発公社	0	0	0	0
	第三セクター等	224	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0	0
合 計 A	94,100,588	93,697,439	94,123,613	426,174	
充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金額	14,945,875	16,501,035	13,215,570	△ 3,285,465
	特定財源見込額（充当可能 特定歳入）	12,293,975	11,008,331	9,705,119	△ 1,303,212
	うち都市計画税	12,293,975	11,008,331	9,705,119	△ 1,303,212
	地方債現在高に係る基準財 政需要額算入見込額	61,848,751	62,097,143	60,084,673	△ 2,012,470
合 計 B	89,088,601	89,606,509	83,005,362	△ 6,601,147	
充当後将来負担額 (Ⅰ) 〔分子〕 (A-B)	5,011,987	4,090,930	11,118,251	7,027,321	
標準財政規模 C	45,381,755	47,726,481	46,929,732	△ 796,749	
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額 D	5,641,362	5,688,854	5,627,689	△ 61,165	
調整後標準財政規模 (Ⅱ) 〔分母〕 (C-D)	39,740,393	42,037,627	41,302,043	△ 735,584	
将来負担比率 (Ⅰ)／(Ⅱ)	12.6	9.7	26.9	17.2	

《 早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率) 》

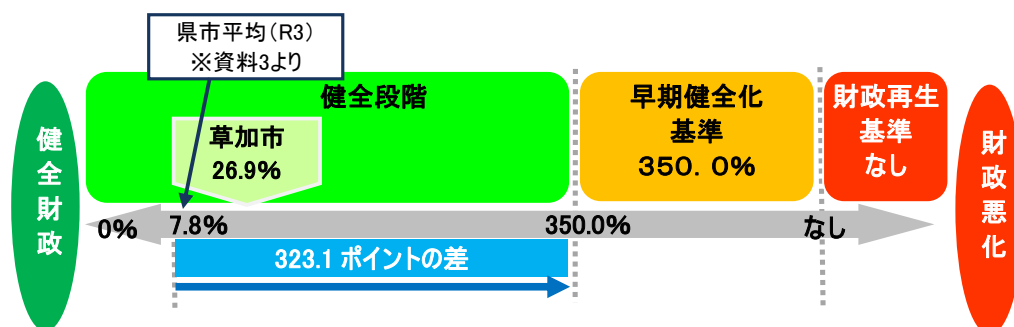


表8「将来負担比率算定表と年度比較」をみますと、令和4年度の将来負担比率は26.9%となり、前年度に比べ17.2ポイント上昇(悪化)しています。

早期健全化基準350.0%に比べ323.1ポイント下回っています。なお、早期健全化基準は市町村一律に定められ、財政再生基準は定められていません。

また、算定式の内容を比較しますと、令和4年度の将来負担額は941億2,361万円で、前年度に比べ4億2,617万円(0.5%)増加しています。これは、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額及び退職手当負担見込額が減少したものの、地方債の現在高並びに債務負担行為に基づく支出予定額の増加が減少を上回ったものです。

充当可能財源等は830億536万円で、前年度に比べ66億114万円(7.4%)減少しています。これは、充当可能基金額、特定財源見込額(充当可能特定歳入)及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額がいずれも減少したためです。この結果、充当後将来負担額は111億1,825万円で、前年度に比べ70億2,732万円(171.8%)増加しています。

将来負担比率が上昇(悪化)した主な要因を算定式から求めますと、分母となる調整後標準財政規模が前年度に比べ7億3,558万円(1.7%)減少し、さらに分子を構成する充当後将来負担額が増加した結果、分母に占める分子の割合が上昇したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる令和3年度の数値同士を比較し、本市の将来負担比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(令和3年度)」から、令和3年度における本市の将来負担比率は9.7%で、県市平均7.8%及び類団平均12.8%と比較しますと、県市平均より1.9ポイント上回りましたが、類団平均より3.1ポイント下回っています。

また、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

将来負担額は本市が200.6%(令和3年度196.3%)で、県市平均180.7%より19.9ポイント上回っています。充当可能財源等は、本市が176.9%(令和3年度187.8%)で、県市平均173.7%より3.2ポイント上回っています。充当後将来負担額は、本市が23.7%(令和3年度8.6%)で、県市平均7.1%より16.6ポイント上回っています。

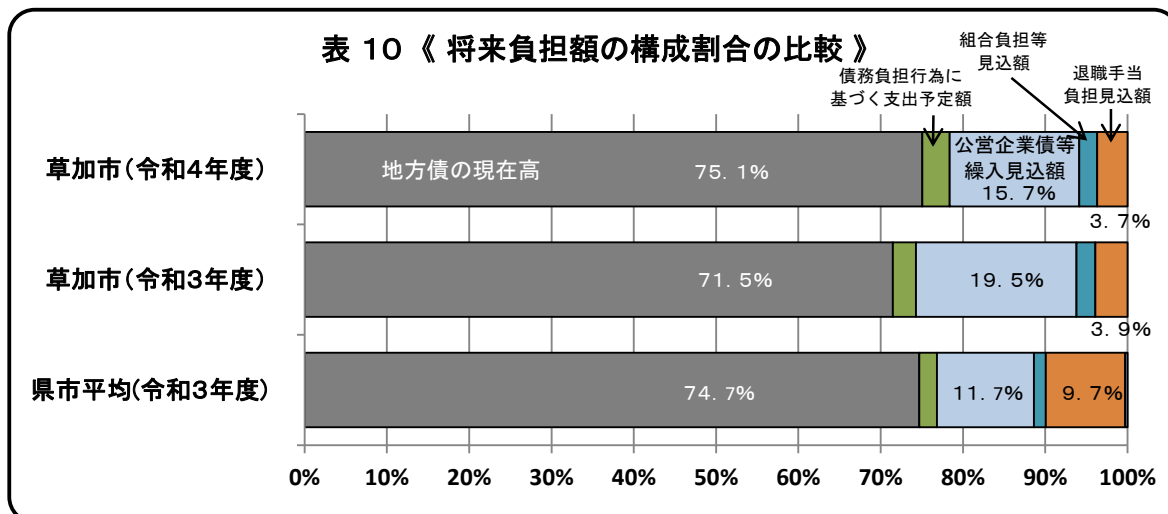
表 9 《 将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容		草加市 (R 4)		草加市 (R 3)		县市平均 (R 3)	
		金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
将来負担額	地方債の現在高	70,666,566	150.6	66,978,301	140.3	49,249,503	135.0
	債務負担行為に基づく 支出予定額	3,111,719	6.6	2,624,593	5.5	1,406,719	3.9
	公営企業債等繰入見込額	14,817,243	31.6	18,300,332	38.3	7,769,618	21.3
	組合負担等見込額	2,073,060	4.4	2,130,333	4.5	964,631	2.6
	退職手当負担見込額	3,455,025	7.4	3,663,880	7.7	6,368,350	17.5
	設立法人の負債額等負 担見込額	0	0.0	0	0.0	177,534	0.5
	連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計 A	94,123,613	200.6	93,697,439	196.3	65,936,355	180.7
充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金額	13,215,570	28.2	16,501,035	34.6	12,083,010	33.1
	特定財源見込額 (充当可能特定歳入)	9,705,119	20.7	11,008,331	23.1	9,429,929	25.8
	うち都市計画税	9,705,119	20.7	11,008,331	23.1	9,103,791	25.0
	地方債現在高に係る基 準財政需要額算入見込 額	60,084,673	128.0	62,097,143	130.1	41,841,482	114.7
	合 計 B	83,005,362	176.9	89,606,509	187.8	63,354,421	173.7
充当後将来負担額 (I) 〔分子〕 (A-B)		11,118,251	23.7	4,090,930	8.6	2,581,934	7.1
標準財政規模 C		46,929,732	100.0	47,726,481	100.0	36,481,241	100.0
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D		5,627,689	12.0	5,688,854	11.9	3,536,380	9.7
調整後標準財政規模 (II) 〔分母〕 (C-D)		41,302,043	88.0	42,037,627	88.1	32,944,861	90.3
将来負担比率 (I)／(II)		26.9		9.7		7.8	

(注1) 「令和3年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

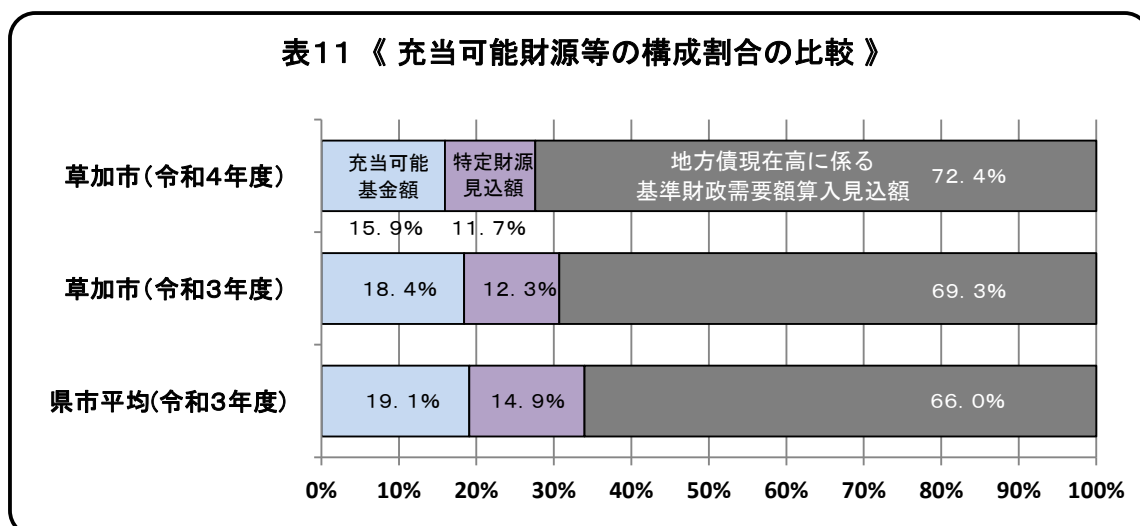
次に、将来負担額の算定項目についての構成割合を確認するために、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」等からグラフを作成しますと、表10「将来負担額の構成割合の比較」のとおりとなります。



主な算定項目を比較しますと、一般会計等の地方債の現在高は、本市が 75.1% (令和3年度 71.5%) で、県市平均 74.7%より 0.4ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 214億1,706万円上回っています。

公共下水道事業会計、病院事業会計等に係る地方債の償還のための一般会計からの繰入額である公営企業債等繰入見込額は、本市が 15.7% (令和3年度 19.5%) で、県市平均 11.7%より 4.0ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 70億4,762万円上回っています。

また、充当可能財源等の算定項目についての構成割合を確認するために、同じくグラフを作成しますと、表11「充当可能財源等の構成割合の比較」のとおりとなります。



算定項目を比較しますと、充当可能基金額は、本市が 15.9% (令和3年度 18.4%) で、県市平均 19.1%より 3.2ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 11億3,256万円上回っています。

特定財源見込額（充当可能特定歳入）は、本市は 11.7%（令和 3 年度 12.3%）で、縣市平均 14.9%より 3.2ポイント下回っています。なお、額については、縣市平均より 2億7,519万円上回っています。

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額については、本市は 72.4%（令和 3 年度 69.3%）で、縣市平均 66.0%より 6.4ポイント上回っています。なお、額については縣市平均より 182億4,319万円上回っています。

次に、資料 2「近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較」から本市と縣市平均及び類団平均を比較しますと、次のとおりとなります。

充当可能財源等控除前の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 375,045円（令和 3 年度 373,559円）で、縣市平均 382,268円及び類団平均 435,438円と比較しますと、縣市平均より 7,223円、類団平均より 60,393円下回っています。

また、充当可能財源等控除後の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 44,302円（令和 3 年度 16,310円）で、縣市平均 14,969円及び類団平均 25,143円と比較しますと、縣市平均より 29,333円、類団平均より 19,159円上回っています。

2 資金不足比率（事業の規模に占める資金の不足額の割合）

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模（年間料金収入等）と比較し、どの程度の割合かを示す指標で、資金が不足している場合における経営状態の悪化の度合いを示すものです。

算定の対象となる会計は、特別会計のうち地方公営企業法を適用する事業である水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計と、地方財政法施行令第 46 条で定める事業のうち地方公営企業法を適用していない新田西部土地地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地地区画整理事業特別会計の 5 会計となり、比率は公営企業会計ごとに算定されます。

比率は、資金の不足額がある場合には算定されますが、資金の剰余額がある場合には算定されず、公表値は「－」と表示されます。各事業の「資金不足比率算定表と年度比較」では、剰余額を△（負の値）で表した場合の実数値となる資金不足比率等を記載しました。

なお、比率が、経営の健全化を図るべき基準（経営健全化基準）以上である場合には、経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を策定する必要がありますが、令和 4 年度は、経営健全化基準以上となる公営企業会計はありませんでした。

(1) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A+B) - (C+D) + (E+F)}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本+負債相当額

表 12 《 資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
歳出額 A	18,043	1	1	0
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額 (ア-イ) C	18,044	1	1	0
歳入 ア	18,044	1	1	0
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (I) [分子] (A+B) - (C+D) + (E+F)	△ 1	0	0	0
事業の規模 (II) (資本+負債相当額) [分母] G	1	0	0	0
資金不足比率 (I) / (II)	△ 100.0	-	-	-
公表値	-	-	-	-

新田西部土地区画整理事業特別会計は算定に必要な額が発生していないことから、算定表上も「-」表示となります。

(2) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A+B) - (C+D) + (E+F)}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本+負債相当額

表 13 《 資金不足比率算定表(新田駅西口土地区画整理事業特別会計) 》

(単位: 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
歳出額 A	0	5,427	0	△ 5,427
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額(ア-イ) C	0	5,427	0	△ 5,427
歳入 ア	0	5,427	0	△ 5,427
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (I) [分子] (A+B) - (C+D) + (E+F)	0	0	0	0
事業の規模 (II) (資本+負債相当額) [分母] G	0	0	0	0
資金不足比率 (I) / (II)	-	-	-	-
公表値	-	-	-	-

新田駅西口土地区画整理事業特別会計は算定に必要な額が発生していないことから、算定表上も「-」表示となります。

(3) 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計（地方公営企業法適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A-B-C+D) - (E-F+G)}}{\text{事業の規模 (H-I)}}$$

A : 流動負債

B : 控除企業債等

C : 控除未払金等

D : 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

E : 流動資産

F : 控除財源（翌年度へ繰越される支出の財源充当額）

G : 解消可能資金不足額

H : 営業収益

I : 受託工事収益

① 水道事業会計

表 14 《 資金不足比率算定表と年度比較（水道事業会計） 》

（単位：千円・％）

算定式の内容	算 定 値			
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
流動負債 A	1,438,961	1,824,139	1,533,801	△ 290,338
控除企業債等 B	196,599	201,744	186,141	△ 15,603
控除未払金等 C	0	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	5,965,320	6,176,132	6,309,552	133,420
控除財源 （翌年度へ繰越される支 出の財源充当額） F	0	0	0	0
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足（△剰余）額（I） 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	△ 4,722,958	△ 4,553,737	△ 4,961,892	△ 408,155
営業収益 H	4,043,991	4,023,096	3,902,178	△ 120,918
受託工事収益 I	9,198	6,846	7,768	922
事業の規模（II） 〔分母〕（H-I）	4,034,793	4,016,250	3,894,410	△ 121,840
資金不足比率（I）／（II）	△ 117.0	△ 113.3	△ 127.4	△ 14.1
公表値	—	—	—	

水道事業会計の算定表上の資金不足比率は $\Delta 127.4\%$ で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0% から 147.4 ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模（Ⅱ）が 3.0% 減少し、分子となる資金の剰余額（Ⅰ）が 9.0% 増加した結果、分母における分子の割合が上昇したものです。

② 病院事業会計

表 15 《 資金不足比率算定表と年度比較(病院事業会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
流動負債 A	2,184,516	2,270,348	2,769,941	499,593
控除企業債等 B	546,258	511,167	474,716	$\Delta 36,451$
控除未払金等 C	0	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	3,601,583	5,129,979	5,929,361	799,382
控除財源 (翌年度へ繰越される支 出の財源充当額) F	0	0	0	0
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足 (Δ 剰余) 額 (Ⅰ) 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	$\Delta 1,963,325$	$\Delta 3,370,798$	$\Delta 3,634,136$	$\Delta 263,338$
営業収益 (医業収益) H	10,498,684	10,725,456	11,120,098	394,642
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模 (Ⅱ) 〔分母〕 (H-I)	10,498,684	10,725,456	11,120,098	394,642
資金不足比率 (Ⅰ) / (Ⅱ)	$\Delta 18.7$	$\Delta 31.4$	$\Delta 32.6$	$\Delta 1.2$
公表値	-	-	-	-

病院事業会計の算定表上の資金不足比率は $\Delta 32.6\%$ で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0% から 52.6 ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模（Ⅱ）が 3.7% 増加しましたが、分子となる資金の剰余額（Ⅰ）が 7.8% 増加した結果、分母における分子の割合が上昇したものです。

③ 公共下水道事業会計

表 16 《 資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和2年度	令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
流動負債 A	4,315,861	3,857,816	3,396,896	△ 460,920
歳出額 A'				—
控除企業債等 B	3,102,118	3,005,851	2,743,740	△ 262,111
控除未払金等 C	161,300	282,000	108,000	△ 174,000
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	1,381,845	1,355,905	1,867,231	511,326
歳入額 (ア-イ) E'				—
歳入 ア				—
繰り越すべき財源 イ				—
控除財源 (翌年度へ繰越される支 出の財源充当額) F	25,010	4,600	5,471	871
解消可能資金不足額 G	0	0	0	—
資金の不足 (△剰余) 額 (I) 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	△ 304,392	△ 781,340	△ 1,316,604	△ 535,264
営業収益 H	2,864,628	2,856,747	3,119,534	262,787
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模 (II) 〔分母〕 (H-I)	2,864,628	2,856,747	3,119,534	262,787
資金不足比率 (I)／(II)	△ 10.6	△ 27.3	△ 42.2	△ 14.9
公表値	—	—	—	

公共下水道事業会計の算定表上の資金不足比率は △42.2%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 62.2ポイント下回っています。

資金不足比率の変動理由を算定式から求めますと、前年度に比べ、分母となる事業の規模 (II) が 9.2%増加しましたが、分子となる資金の剰余額 (I) が 68.5%増加した結果、分母における分子の割合が上昇したものです。

3 むすび

ここ数年の我が国は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、経済活動の停滞が続いていましたが、ウィズコロナ・アフターコロナの考えを基盤とした政策へ転換したことを契機に、全国旅行支援の開始や入国制限の緩和など経済活動の再開を進めたことで、内需を中心に成長率は小幅ながら景気回復基調を維持しました。その一方でロシアのウクライナ侵略に端を発した世界的な物価上昇に対する賃上げ等の対応や目まぐるしく変化する金融市場など下振れ要因を含んだ厳しい状況にも直面しています。世界経済に目を向けると、緩やかな減速傾向がみられ、インフレ抑制による金融引き締め長期化や中国経済の回復動向等、我が国の経済にも直結する様々な動きを注視していく必要があります。

本市の令和4年度決算における財政健全化指標を算出したところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度同様黒字のため、比率は算出されません。実質公債費比率については4.3%で前年度に比べ0.4ポイント上昇（悪化）しています。また、将来負担比率については、分母となる調整後標準財政規模が前年度より減少したことに加え、分子となる地方債の現在高及び債務負担行為に基づく支出予定額が増加した結果、26.9%となり、前年度に比べ17.2ポイント上昇（悪化）しています。資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額が発生せず、健全を示す比率となっています。

全国の状況を確認すると、公表値において最新となる令和3年度決算に基づく自治体及び公営企業会計の比率では、健全化判断比率における早期健全化基準以上の団体は、前年度同様1団体であり、資金不足比率における経営健全化基準以上の公営企業会計数は、前年度に比べ2会計減少し、7会計となっています。

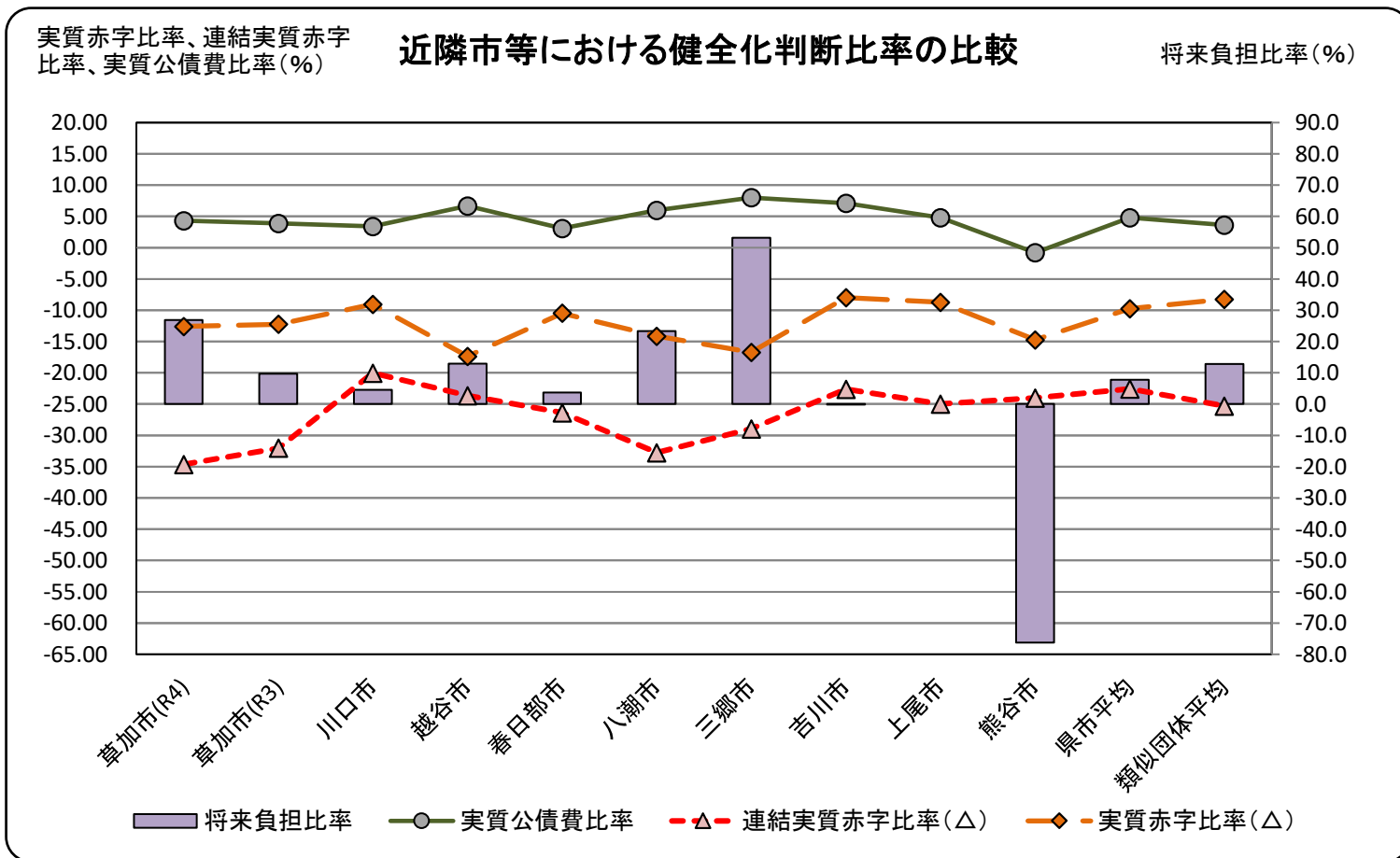
また、埼玉県内の市及び類似団体の平均値を資料3及び資料4から確認すると、実質収支額（黒字額）及び連結実質収支額（黒字額）は、埼玉県内の市及び類似団体において、いずれも増加しています。実質公債費比率については、埼玉県内の市では前年度同様となっている一方、類似団体においては上昇（悪化）しています。将来負担比率については、埼玉県内の市及び類似団体において、いずれも低下（改善）しています。

財政健全化指標は、財政状況を客観的に表し、健全化への道しるべとなるものです。本指標をもとに将来を見据え計画的な行財政運営を行うことにより、世代間のバランスをはかり、必要とされる行政サービスをしっかりと提供していくことを望みます。

本市の財政状況に目を向けると、将来の人口減少や少子高齢化などの影響から今後も税収の大幅な伸びは見込めないことが想定されます。また増大する社会保障費や公共施設等社会インフラの更新、新田駅周辺土地区画整理事業等に係る支出など、多額の費用を必要とする事業に迫られています。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが変わり、社会経済活動の正常化が急速に進む中で、新たな感染症を含め頻発する自然災害への対応など安全・安心なまちづくりも市民の命と暮らしを守るうえで重要な取組みです。市民一人一人が住んでよかったと実感できる「だれもが幸せなまち」の実現に向け、限られた財源の中で最大限の市民サービスが提供できるよう、新たな財源確保をはじめ柔軟な経営感覚をもった行政運営で一步ずつ着実に歩み続けることを強く望みます。

近隣市等における健全化判断比率の比較（令和3年度）



(単位：人・千円・%)

	草加市 (R4)	草加市 (R3)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
人口 (年度中の1月1日)	250,966	250,824	605,545	345,047	232,864	92,192
標準財政規模	46,929,732	47,726,481	116,007,796	66,537,411	47,417,141	18,813,385
実質赤字比率	△ 12.60	△ 12.23	△ 9.04	△ 17.36	△ 10.46	△ 14.15
連結実質赤字比率	△ 34.64	△ 32.04	△ 20.03	△ 23.64	△ 26.37	△ 32.75
実質公債費比率	4.3	3.9	3.4	6.7	3.1	6.0
将来負担比率	26.9	9.7	4.6	12.9	3.7	23.3

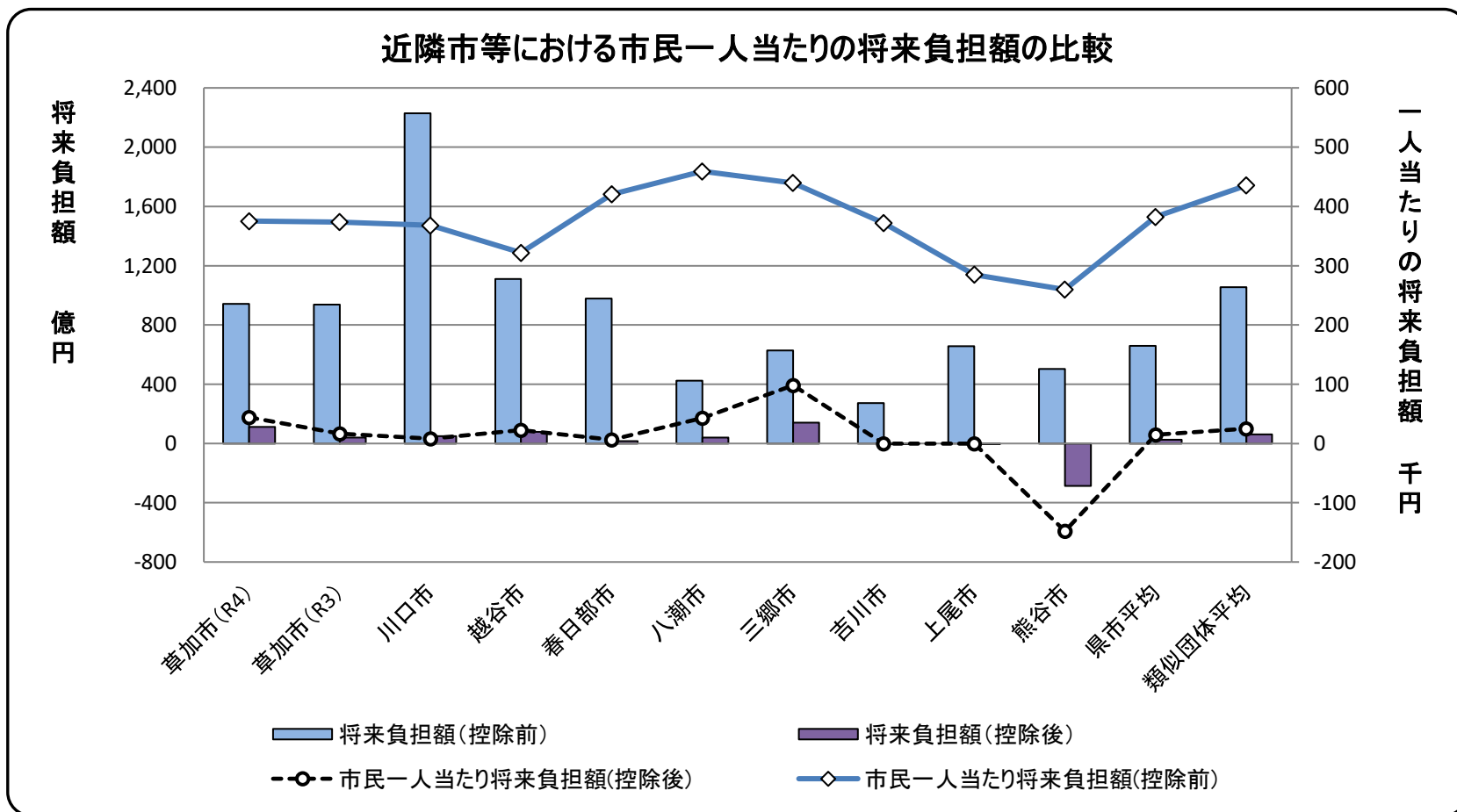
	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (23団体)
人口 (年度中の1月1日)	143,046	73,182	230,507	193,820	172,487	242,219
標準財政規模	29,090,530	14,517,226	41,794,711	42,595,905	36,481,241	52,346,715
実質赤字比率	△ 16.72	△ 7.98	△ 8.72	△ 14.75	△ 9.75	△ 8.25
連結実質赤字比率	△ 28.97	△ 22.61	△ 25.00	△ 24.03	△ 22.55	△ 25.31
実質公債費比率	8.0	7.1	4.8	△ 0.8	4.8	3.6
将来負担比率	53.2	△ 0.2	0.0	△ 76.2	7.8	12.8

(注1) 草加市以外の市については、資料3「埼玉県内の市における健全化判断比率の状況（令和3年度）」のうち、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

(注2) 県市平均及び類似団体平均は、資料3及び資料4の「平均」を記載しています。

(注3) 「人口（年度中の1月1日）」については、「草加市（R4）」は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較（令和3年度）



	草加市 (R4)	草加市 (R3)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
将来負担額 (控除前) 千円 ①	94,123,613	93,697,439	222,752,383	111,003,112	97,933,604	42,341,446
充当可能財源等 千円 ②	83,005,362	89,606,509	217,826,384	103,221,148	96,428,556	38,382,918
将来負担額 (控除後) 千円 (①-②) ③	11,118,251	4,090,930	4,925,999	7,781,964	1,505,048	3,958,528
人口 (年度中の1月1日) 人 ④	250,966	250,824	605,545	345,047	232,864	92,192
一人当たり将来負担額 (控除前) 円 (①÷④)	375,045	373,559	367,854	321,704	420,561	459,275
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (③÷④)	44,302	16,310	8,135	22,553	6,463	42,938

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (23団体)
将来負担額 (控除前) 千円 ①	62,873,271	27,205,246	65,693,766	50,331,230	65,936,355	105,471,283
充当可能財源等 千円 ②	48,842,606	27,235,580	65,725,054	78,971,155	63,354,421	99,381,121
将来負担額 (控除後) 千円 (①-②) ③	14,030,665	△ 30,334	△ 31,288	△ 28,639,925	2,581,934	6,090,162
人口 (年度中の1月1日) 人 ④	143,046	73,182	230,507	193,820	172,487	242,219
一人当たり将来負担額 (控除前) 円 (①÷④)	439,532	371,748	284,997	259,680	382,268	435,438
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (③÷④)	98,085	△ 415	△ 136	△ 147,766	14,969	25,143

(注1) 令和3年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、表8、資料3及び令和3年度財政状況資料集から作成（算定）しています。また、草加市以外の市については、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。
 (注2) 「控除前」とは将来負担額を指し、「控除後」とは将来負担額から充当可能財源等を控除した将来負担額を指します。
 (注3) 「人口（年度中の1月1日）」については、「草加市（R4）」は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

資料 3

埼玉県内の市における健全化判断比率の状況（令和3年度）

（単位：千円・％）

市の名称	人口（人） R4. 1. 1 現在	標準財政規模	一般会計等 実質収支額	連結 実質収支額	健全化判断比率				
					一般会計等 実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費比率 （3力年平均）	将来負担比率	
1	さいたま市	1,332,226	326,717,230	7,327,757	34,936,513	△ 2.24	△ 10.69	6.5	18.9
2	川越市	353,235	69,162,366	7,675,260	20,895,891	△ 11.09	△ 30.21	6.2	62.2
3	熊谷市	193,820	42,595,905	6,284,155	10,239,886	△ 14.75	△ 24.03	△ 0.8	△ 76.2
4	川口市	605,545	116,007,796	10,497,949	23,237,772	△ 9.04	△ 20.03	3.4	4.6
5	行田市	79,324	18,142,658	2,858,566	6,673,602	△ 15.75	△ 36.78	3.2	△ 0.3
6	秩父市	60,314	18,154,196	2,277,994	5,094,784	△ 12.54	△ 28.06	3.4	13.7
7	所沢市	343,637	64,202,901	7,589,560	18,787,652	△ 11.82	△ 29.26	3.9	3.0
8	飯能市	78,630	19,165,719	1,610,917	3,574,647	△ 8.40	△ 18.65	4.2	26.1
9	加須市	112,235	26,237,648	5,060,228	8,910,272	△ 19.28	△ 33.95	4.5	△ 0.2
10	本庄市	77,720	18,451,171	3,099,745	5,190,477	△ 16.79	△ 28.13	3.7	△ 53.8
11	東松山市	90,385	19,382,247	1,850,401	5,476,309	△ 9.54	△ 28.25	3.2	18.6
12	春日部市	232,864	47,417,141	4,962,529	12,506,578	△ 10.46	△ 26.37	3.1	3.7
13	狭山市	149,692	29,608,941	2,634,937	9,441,955	△ 8.89	△ 31.88	5.3	△ 4.7
14	羽生市	54,051	11,998,348	1,869,897	4,306,509	△ 15.58	△ 35.89	9.1	57.4
15	鴻巣市	117,660	25,907,952	2,480,524	6,051,925	△ 9.57	△ 23.35	4.1	8.0
16	深谷市	142,383	31,884,471	6,265,089	10,562,088	△ 19.64	△ 33.12	△ 1.7	△ 53.7
17	上尾市	230,507	41,794,711	3,644,557	10,452,623	△ 8.72	△ 25.00	4.8	0.0
18	草加市	250,824	47,726,481	5,838,705	15,295,791	△ 12.23	△ 32.04	3.9	9.7
19	越谷市	345,047	66,537,411	11,555,895	15,734,205	△ 17.36	△ 23.64	6.7	12.9
20	蕨市	75,391	15,741,343	2,622,571	5,377,923	△ 16.66	△ 34.16	5.0	△ 16.7
21	戸田市	141,324	29,449,100	4,287,057	7,338,010	△ 14.55	△ 24.91	8.1	26.2
22	入間市	146,309	27,917,154	2,159,246	8,128,288	△ 7.73	△ 29.11	3.1	4.4
23	朝霞市	143,585	27,105,446	2,830,635	6,148,158	△ 10.44	△ 22.68	4.9	17.0
24	志木市	76,595	15,736,442	2,347,229	5,726,193	△ 14.91	△ 36.38	1.4	△ 11.0
25	和光市	83,746	16,344,264	3,039,573	4,875,401	△ 18.59	△ 29.82	4.0	37.5
26	新座市	166,108	32,192,208	3,335,620	7,308,024	△ 10.36	△ 22.70	5.1	25.3
27	桶川市	74,822	15,672,266	906,797	1,158,452	△ 5.78	△ 7.39	5.5	32.3
28	久喜市	151,669	32,798,097	2,213,450	5,852,339	△ 6.74	△ 17.84	5.1	3.4
29	北本市	65,817	13,894,041	1,504,778	2,142,874	△ 10.83	△ 15.42	7.3	4.8
30	八潮市	92,192	18,813,385	2,662,532	6,162,709	△ 14.15	△ 32.75	6.0	23.3
31	富士見市	112,420	22,322,737	1,508,954	4,134,048	△ 6.75	△ 18.51	2.5	△ 30.4
32	三郷市	143,046	29,090,530	4,864,648	8,428,479	△ 16.72	△ 28.97	8.0	53.2
33	蓮田市	61,563	13,587,787	1,383,333	4,156,797	△ 10.18	△ 30.59	4.3	△ 7.5
34	坂戸市	99,992	20,255,002	2,885,721	3,574,705	△ 14.24	△ 17.64	6.8	9.8
35	幸手市	49,721	11,183,117	1,538,777	3,785,897	△ 13.75	△ 33.85	2.7	21.1
36	鶴ヶ島市	70,069	14,220,798	1,230,173	1,593,510	△ 8.65	△ 11.20	6.5	△ 28.2
37	日高市	54,852	12,035,566	1,490,748	4,217,650	△ 12.38	△ 35.04	3.4	△ 29.5
38	吉川市	73,182	14,517,226	1,158,502	3,282,843	△ 7.98	△ 22.61	7.1	△ 0.2
39	ふじみ野市	114,279	24,213,854	2,213,813	5,736,156	△ 9.14	△ 23.68	1.8	△ 57.6
40	白岡市	52,705	11,063,964	761,327	2,648,054	△ 6.88	△ 23.93	5.5	△ 11.5
	平均	172,487	36,481,241	3,558,254	8,228,650	△ 9.75	△ 22.55	4.8	7.8

（注1）令和3年度市町村別決算概況（総務省）及び令和3年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）を基に作成（算定）しています。

（注2）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

資料 4

類似団体における健全化判断比率の状況（令和3年度）

類似団体区分（総務省） 施行時特例市（令和3年4月1日現在）

（単位：千円・％）

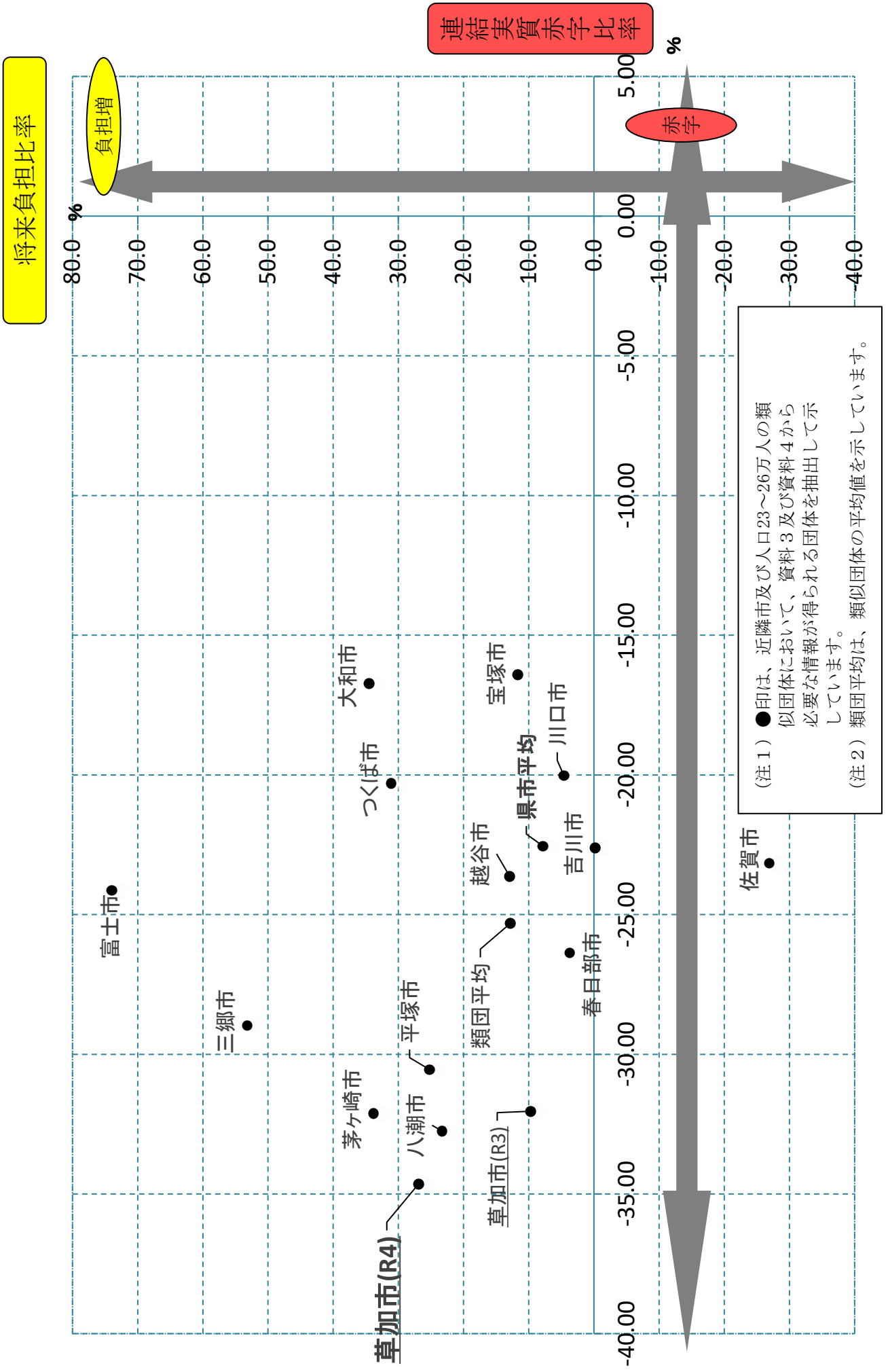
整理番号	都道府県名	市の名称	人口（人） R4.1.1現在	標準財政規模	一般会計等 実質収支額	連結 実質収支額	健全化判断比率			
							実質赤字比率 （一般会計等）	連結実質赤字比率	実質公債費比率 （3カ年平均）	将来負担比率
1	茨城県	つくば市	246,541	51,472,087	6,263,531	10,456,025	△ 12.16	△ 20.31	5.3	31.1
2	群馬県	伊勢崎市	212,536	45,965,837	3,199,000	16,002,000	△ 6.95	△ 34.81	5.2	13.3
3	群馬県	太田市	223,022	47,165,295	2,950,000	5,265,000	△ 6.25	△ 11.16	5.6	30.2
4	埼玉県	熊谷市	193,820	42,595,905	6,284,155	10,239,886	△ 14.75	△ 24.03	△ 0.8	△ 76.2
5	埼玉県	所沢市	343,637	64,202,901	7,589,560	18,787,652	△ 11.82	△ 29.26	3.9	3.0
6	埼玉県	春日部市	232,864	47,417,141	4,962,529	12,506,578	△ 10.46	△ 26.37	3.1	3.7
7	埼玉県	草加市	250,824	47,726,481	5,838,705	15,295,791	△ 12.23	△ 32.04	3.9	9.7
8	神奈川県	平塚市	255,987	51,783,439	3,330,431	15,822,504	△ 6.43	△ 30.55	3.7	25.2
9	神奈川県	小田原市	188,739	40,438,534	4,718,656	21,545,204	△ 11.66	△ 53.27	2.1	30.0
10	神奈川県	茅ヶ崎市	245,852	45,715,868	7,149,462	14,682,425	△ 15.63	△ 32.11	1.9	33.8
11	神奈川県	厚木市	223,451	48,787,236	5,564,835	11,958,885	△ 11.40	△ 24.51	2.7	42.0
12	神奈川県	大和市	242,937	45,487,520	4,880,601	7,614,034	△ 10.72	△ 16.73	2.8	34.5
13	新潟県	長岡市	263,728	72,801,640	5,744,000	14,648,000	△ 7.88	△ 20.12	5.9	65.3
14	新潟県	上越市	187,021	59,546,793	4,784,600	20,898,906	△ 8.03	△ 35.09	10.6	67.9
15	静岡県	沼津市	191,256	42,558,185	3,475,000	8,046,000	△ 8.16	△ 18.90	5.0	21.2
16	静岡県	富士市	250,709	52,091,999	4,130,891	12,574,131	△ 7.92	△ 24.13	3.2	74.0
17	愛知県	春日井市	309,788	62,698,326	1,000,230	17,690,301	△ 1.59	△ 28.21	4.9	16.4
18	三重県	四日市市	309,825	77,203,866	8,474,000	28,099,000	△ 10.97	△ 36.39	1.9	△ 21.2
19	大阪府	岸和田市	190,853	44,981,916	2,276,000	6,067,000	△ 5.06	△ 13.48	6.0	△ 12.3
20	大阪府	茨木市	283,504	55,794,897	945,744	7,379,441	△ 1.69	△ 13.22	△ 1.7	△ 54.4
21	兵庫県	加古川市	261,661	52,980,221	296,657	8,226,045	△ 0.55	△ 15.52	1.8	△ 27.2
22	兵庫県	宝塚市	232,171	48,258,386	2,383,362	7,919,447	△ 4.93	△ 16.41	4.1	11.7
23	佐賀県	佐賀市	230,316	56,299,975	3,139,959	13,040,094	△ 5.57	△ 23.16	1.7	△ 26.9
平均			242,219	52,346,715	4,320,953	13,250,624	△ 8.25	△ 25.31	3.6	12.8

（注1）令和3年度市町村別決算状況調（総務省）、令和3年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、令和3年度財政状況資料集（各県）及び公開資料から可能な範囲で作成（算定）しているため、健全化判断比率が各市の公表値と一致しない場合があります。

（注2）平均は、各数値の合計を表示団体数（23市）で除しています。

（注3）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係（令和3年度）《イメージ》



用語説明(50音順)

ア 行

●一部事務組合

地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置されたものです。

●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

●一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

●一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等があります。

カ 行

●基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

●基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。各行政項目の基準財政需要額は、単位費用、測定単位及び補正係数を乗じた額を基本に算定します。

●広域連合

地方公共団体の事務で広域にわたり処理するために設置されたものです。

●公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業で法適用企業以外のものを法非適用企業と規定しています。

法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金をいいます。

サ行

●債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成するものです。

●債務保証

地方公共団体が地域の産業、経済の振興等を図るため、地方公共団体が住民の受ける融資等に対する債務の保証で、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約です。

●実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費逐次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等）を控除した額です。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

●準元利償還金

公営企業や一部事務組合等が借り入れた地方債の償還財源に充てられた、一般会計が負担した繰出金や負担金等の合計額です。

●損失補償

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、その損失を補償することをいいます。

タ行

●第三セクター

一般的には、地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指します。

●地方公社

公共用地の取得・造成、住宅の建設管理等を行うために、地方公共団体が出資等を行って設立された法人です。

●地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税をいいます。

●地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務でその返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

●特定財源

財源の用途が特定されているもので、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料等があります。

●特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。

ハ行

●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額ですが、特例として臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

なお、実際の歳入額とは一致しません。

●標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

ウ 行

●臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。なお、償還費用は普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されます。

